

議案第198号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

平成25年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
B 第 5 3 5 号 線	79 17	4 00	さいたま市桜区大字 上大久保字本村12 番22地先	さいたま市桜区大字 上大久保字本村12 番18地先	
J 第 4 7 1 号 線	59 88	4 00	さいたま市浦和区領 家三丁目1503番 10地先	さいたま市浦和区領 家三丁目1503番 13地先	
J 第 4 7 2 号 線	33 36	4 00	さいたま市浦和区領 家三丁目1515番 13地先	さいたま市浦和区領 家三丁目1515番 10地先	
J 第 4 7 3 号 線	128 27	4 50	さいたま市緑区道祖 土三丁目424番1 地先	さいたま市緑区道祖 土三丁目431番6 地先	
P 第 5 9 5 号 線	19 02	5 00 ～ 12 30	さいたま市緑区大字 大門字西裏1548 番7地先	さいたま市緑区大字 大門字西裏1555 番3地先	
1 2 8 7 1 号 線	116 14	4 00 ～ 6 00	さいたま市北区今羽 町241番4地先	さいたま市北区今羽 町242番3地先	
3 2 7 1 9 号 線	117 03	4 50	さいたま市北区大成 町四丁目673番9 地先	さいたま市北区大成 町四丁目673番1 地先	